

青子推第958号
令和3年1月8日

保護者の皆様へ

青梅市長 浜 中 啓



新型コロナウイルスの急速な感染拡大防止策としての緊急事態宣言等の発令に伴う保育の実施の考え方について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、首都圏一都三県に対して発令された国の「緊急事態宣言」および東京都の「緊急事態措置」に伴い、下記のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言等の発令に伴う注意喚起について

市内の保育所では、現在まで、保護者の皆様および保育所の適切な対応により休園という事態には至っておりません。しかしながら、都内において急速に感染者が増加している中、市といたしましては、感染拡大防止対策の一環として、保育所への登園に際しては以下のことをお守りいただきますよう改めてお願いいたします。

《お守りいただきたいこと》

- (1) お子様の体調が少しでも良くない（普段と違う）日および御家族に体調不良者（高熱、倦怠感等）がいる場合は、保育所をお休みし医療機関に相談（受診）してください。
- (2) お子様が風邪等で保育所をお休みした場合は、体調が回復してから24時間以上経過した後に登園させてください。
なお、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の場合は医師等の指示に従ってください。

【重要】新型コロナウイルスに感染（陽性）した場合、発熱や倦怠感、咳などの症状が出始めた日の原則2日前まで遡って濃厚接触者の特定を保健所が行うこととなっています。

なお、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、陰性であっても二週間程度の健康観察が求められます。

2 緊急事態宣言期間中の保育料について

今回は、飲食店等に対する20時以降の利用制限等の措置が中心であること、また、保育所に対し受け入れ規模の縮小等の対応は求められていないことから、今回の緊急事態宣言等の発令に伴い保育所をお休みいただいた園児の保育料等の減額は行いませんので御承知おき願います。

3 感染拡大防止対策について

皆様には、日頃から感染拡大防止対策を徹底いただいているところですが、御家庭や保育所等に新型コロナウイルスを持ち込まないために、また、大切な御家族を新型コロナウイルス感染症から守るために、国が示しているとおおり、以下について改めて御協力をお願いします。

- (1) 不要不急の外出を控える
- (2) 20時以降の外出を避ける
- (3) 大人数や家族以外の人との会食を控える
- (4) 3密（密閉、密集、密接）の回避
 - ア 人との距離の確保
 - イ こまめな換気
 - ウ 会食時の飛沫予防
- (5) マスクの着用および手洗い、うがい、消毒の励行
- (6) その他必要な対応

4 新型コロナウイルス感染症に関する相談先

東京都発熱相談センター（電話番号）03-5320-4592

※かかりつけ医がいる方はかかりつけ医に御相談ください。

5 その他

本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

6 問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課保育・幼稚園係

22-1111（内線）2146、2147

以上